



こんにちは。弁護士の 上がりです。例えば、多

矢野京介です。今回は 額の借金を背負った夫が「相続放棄」です。相続放棄は、被相続人が多額の借金を残して亡くなった場合等に行います。相続放棄で注意しなければな

て相続人となったことを知った時から3カ月以内に相続放棄手続きをとれば、借金の相続を免れますが。

このように相続放棄は、緊急性が高く、他の親族への影響も大きいので、被相続人が、多額の借金を残して亡くなったら、早めに弁護士に相談することをお勧めします。

相続放棄

らないのは、期間制限と相続順位の繰り上がりです。

その結果、第二順位の親が繰り上がって、あるいは、親がない場合は

まず、期間制限です。

第三順位の兄弟姉妹が繰

相続放棄は相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に行う必要があります。亡くなった時からではありません。次に、相続順位の繰り

り上がって相続人となり、突然、心当たりのない借金の取り立てに見舞われることになります。もっとも、親や兄弟姉妹も、自分が繰り上がっ

弁護士 矢野 京介
葛西臨海ドリーム法律事務所

〒134-0088

東京都江戸川区西葛西 6-13-14

丸清ビル3階

☎03-6808-4161

ホームページ <http://dreamlaw.jp>

